

第435回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年1月13日（金）
- 2 開催年月日 令和5年2月8日（水）午後1時00分から午後2時40分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（12名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、梶健一郎委員、斎藤千加子委員

[欠席3名：菅野信弘委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、小川特命課長、藤原主任主査、荒木主任主査、遠藤主任主査、佐々木主査、桂川主任、高梨主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、阿部大船渡水産振興センター所長、志田宮古水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、武蔵水産技術センター副所長、横澤漁業取締事務所長

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

赤平英之

報道関係者

なし

5 委員会の議事

- 第1号議案 定置漁業権を相続により取得した者の適格性について（諮問）
- 第2号議案 令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）
- 第3号議案 漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）
- 第4号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
- 第5号議案 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について（諮問）
- 第6号議案 令和5年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について

6 報告事項

海面漁業権行使規則認可基準等の一部改正について

7 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻となりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

ただ今から、第435回岩手海区漁業調整委員会を開催をいたします。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、御多忙中のところ御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日の御審議いただく議案でございますが、県からの諮問5件、委員会指示1件のほか、報告事項1件を予定してございます。なお、委員会終了後は、内水面の委員会との合同協議会も開催されますことから、円滑な議事進行につきましてお願いを申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。本日は、大変、御苦勞様でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、金澤委員、菅野委員、平井委員の3名が欠席でございますが、12名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、互理委員と斎藤委員に、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

大井会長

それでは、第1号議案でございます。「定置漁業権を相続により取得した者の適格性について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。第1号議案「定置漁業権を相続により取得した者の適格性について（諮問）」の要旨、岩手県知事から漁業法（昭和24年法律第267号）第80条第2項の規定により、定置漁業権を相続により取得した者の適格性について、当委員会の意見を求められているものでございます。

最初に、本議案に関連します漁業法の規定につきまして御説明いたしますので、資料の7ページをお開き願います。漁業法の抜粋でございます。まず、最初に下の第80条でございますが、第1項で「相続によって個別漁業権を取得した者は、取得の日から2月

以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。」ことが規定されてございます。また、第2項で、都道府県知事は、その届出者が第72条第1項に規定する適格性を有するか否かを判断するに当たって、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますことから、この第80条第2項の規定が、今般の知事からの諮問の根拠となるものでございます。

それでは、資料の1ページをお開き願います。令和5年1月10日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出された諮問書の写しでございます。標題は、「定置漁業権を相続により取得した者の適格性について（諮問）」。本文では、先ほど御説明いたしました漁業法の規定により、下記のとおり定置漁業権の相続の届出があったので、相続人が同法第72条第1項に規定する適格性を有する者であるか否かについて、委員会の意見を求めることが記載されております。

届出の内容でございますが、次の2ページでございます。2ページに個別漁業権取得届の写しを添付してありましたので御覧ください。

このページ以降、個人情報保護の観点から、部分的に記載情報を黒塗りとさせていただいている所がございますので、予め、御了承願います。併せまして、当委員会の会議は公開とすることが法定されておりますことから、これ以降の説明につきましても、個人情報に配慮した形での説明とさせていただきますことを御了承願います。

2ページでございますが、令和4年12月5日付けで、大船渡市に住所を有する届出者から「記」の1と2に記載のとおり、旧漁業権者死亡に伴う相続として、令和4年10月16日に漁業権を取得したことの届出が知事あてに提出されてございます。相続した漁業権でございますが、3以降に記載されておりますとおり、漁業権免許番号、定第317号の定置漁業権で、ここには記載してございませんが、存続期間は平成31年3月1日から令和6年2月29日までの漁業権となっております。

この相続による漁業権取得届の関連書類といたしまして、3ページから5ページに相続同意書の写しと相続関係図を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。なお、これらの相続関係書類につきましては、ここに資料として添付はしてございませんが、戸籍謄本や印鑑登録証明書で内容確認しておりますことを付け加えさせていただきます。

今般、県から当委員会の意見を求められている内容は、届出者の適格性についてでございますので、その適格性に係る漁業法の規定を確認させていただきます。再度、7ページをお開き願います。漁業法の第72条第1項になりますが、「個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。」として、第1号から第4号まで具体的に示されております。このうち、第3号につきましても、法人に係る適格性要件でございますので、今回の場合は関係いたしません。

順番に見ていきますと、第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること」、第2号の「暴力団員等であるこ

と。」、第4号の「暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。」、これらに該当しない者が適格性を有するということになります。

前のページ、6ページを御覧願います。今般の取得届に添付されております届出者からの誓約書になりますが、ただ今、確認いたしました3項目のいずれにも該当しないことが誓約されております。

また、事務局におきましては、届出者の住所地を所管区域としております沿岸広域振興局水産部の大船渡水産振興センターに配置されております併任書記に照会いたしまして、届出者の適格性に問題はないことを確認しておりますので、事務局といたしましては、相続により漁業権を取得した届出者は適格性を有するものと判断してございます。

事務局からの説明は以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案につきまして事務局から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

(「ありません」、「異議なし」の声)

大井会長

ございませんか。

(「はい」の声)

大井会長

それでは、御意見等がなければお諮りをいたします。第1号議案について、定置漁業権を相続により取得した者は、適格性を有すると判断される旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、その旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。これは「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)）の漁獲可能量について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら

太平洋系群、するめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量について(諮問)」。要旨、岩手県知事から漁業法第15条第4項の規定により、農林水産大臣からすけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を定めるに当たり、同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法につきましては、この綴りの一番最後、10ページに抜粋して整理してございます。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、これまでも、漁獲可能量を定める諮問の都度、関係条項を説明させていただいておりましたので、本日は、改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年2月3日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「令和5管理年度における岩手県の特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、するめいか、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量について(諮問)」。その後の本文につきましては、農林水産大臣からの通知に基づき、知事管理漁獲可能量を定めたいので、委員会の意見を求めることが記載されております。

知事管理漁獲可能量の案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

小川特命課長

水産振興課の小川でございます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

3ページ目をお開きください。農林水産大臣から、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5管理年度におけるすけとうだら太平洋系群及びするめいかの岩手県漁獲可能量を、それぞれ「現行水準」とする意見照会がありました。

次に、4ページ目を御覧願います。農林水産大臣から、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5管理年度におけるくろまぐろの岩手県漁獲可能量を、小型魚を78.8トン、大型魚を54.9トンとする通知がありました。通常は、くろまぐろの事例と同様に、漁業法第15条第4項に基づく農林水産大臣からの通知をもって本海区漁業調整委員会にお諮りするところですが、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの都道府県別漁獲可能量は、今後、開催予定の国の水産政策審議会資源管理分科会への諮問を経て告示されるため、今回、先んじて発出された農林水産大臣の意見照会をもって、お諮りするものです。なお、すけとうだら太平洋系群及びするめいかの「現行水準」とは、岩手県の現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして配分数量を明示せず、目安となる数量を示して配分されるものです。

5 ページ目を御覧願います。岩手県の資源管理の方針を示した「岩手県資源管理方針」です。第2で、知事管理区分は水域、対象とする漁業、漁獲可能期間を定めることとしており、第3で、漁獲可能量の配分の基準を定めることとしています。

6 ページ目を御覧願います。くろまぐろ大型魚の具体的な資源管理方針別紙1-4です。第2で、中西部太平洋条約海域において、くろまぐろ大型魚を採捕する全ての漁業に対し、第3の1で「95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県くろまぐろ大型魚漁業へ配分し、残りを県の留保分に充てる。」とあります。

7 ページ目を御覧願います。くろまぐろ小型魚の具体的な資源管理方針別紙1-5です。第2、第3の内容は、くろまぐろ大型魚と同様であります。

8 ページ目を御覧願います。するめいかの具体的な資源管理方針別紙1-6です。第2で、するめいかの採捕を行う水域において、するめいかを採捕する全ての漁業に対し、第3で「全量を岩手県するめいか漁業に配分する。」とあります。

9 ページ目を御覧願います。すけとうだら太平洋系群の具体的な資源管理方針別紙1-7です。第2で、すけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域において、すけとうだら太平洋系群を採捕する全ての漁業に対し、第3で「全量を岩手県すけとうだら漁業に配分する。」とあります。

戻りまして、2 ページ目を御覧願います。知事管理漁獲可能量を示す案文でございます。表を御覧願います。特定水産資源、管理区分、採捕に係る水域、管理の手法は、記載のとおりでございます。すけとうだら太平洋系群及びするめいかの知事管理漁獲可能量は、県の留保を行わず、全量である現行水準をそれぞれ全ての漁業へ配分するものです。また、くろまぐろ小型魚の知事管理漁獲量は、95パーセントに当たる74.86トンを全ての同漁業へ配分し、県の留保は3.94トン、くろまぐろ大型魚の知事管理漁獲可能量は、95パーセントに当たる52.155トンを全ての同漁業へ配分し、県の留保は残り2.745トンと定めようとする案でございます。

なお、今回お示しした案文につきましては、漁獲可能量の当初設定ですが、当初設定の後、漁獲可能量の変更があった場合には、令和3年7月15日に開催された第427回岩手海区漁業調整委員会にお諮りした事例と同様、岩手県資源管理方針に則り、機械的に知事管理漁獲可能量と県の留保に配分し、事後の海区漁業調整委員会で御報告させていただくことにつきましても、併せてお諮りいたします。

以上が説明となりますが、今回の漁獲可能量を定めることに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。それでは、御審議のほど、よろしくお願いたします。

大井会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県からの説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(小川原委員、「はい」の発声)

大井会長

はい。

小川原委員

まず、令和5管理年度のくろまぐろの小型が74.86トン、大型が52.155トンになってますけども、これ、令和4管理年度の時の一番最初の数量は何トンと何トンだったか、ちょっと教えてもらえますか。

小川特命課長

お答えいたします。令和4管理年度の当初配分では、くろまぐろの小型魚が74.860トン、そしてくろまぐろの大型魚が52.155トン、漁業者に配分しておりますので、同数量となっております。

小川原委員

はい、分かりました。そこで、この配分数量っていうのは水産庁、大臣から直接、この数量がきているのか、岩手県ではこのくらい数量を増やしてほしいっていう要望をしているのか、その件についても、ちょっと教えてもらいたいと思っております。

小川特命課長

お答えいたします。水産庁資源管理部管理調整課長から意見照会がありまして、それに対して回答し、その後、大臣から配分されるという手順になってございます。

小川原委員

はい、分かりました。例えば、そういう時、今、岩手の定置はさけが来なくて、まぐろといわしとさばが主流になっているわけですが、令和4年度の12月21日付けで、県の方でまぐろを獲っては駄目ですよ、放流してくださいっていう通知があったわけですが、各漁協に。それ以降、うちの方の例を見れば、12月26から29日の間に200キロを超えるまぐろが33尾、それから1月にも1月20日の日に150キロを超えるものが10尾入ったんですけども、これを全部、放流しているわけです。金額にすれば、約2,500万から3,000万くらいを放流したっていうことになるわけですが、これは、各定置が県にまぐろの管理野帳っていうのを毎月毎月報告しているわけですが、その報告した数量を 取りまとめて、ここの部分も定置に入ったんですよっていうことで、トン数をもう少し分けてくれないかっていうことを、水産庁に要望することはできないものでしょうか。

小川特命課長

お答えいたします。定置の方で放流した部分につきましては、委員、御案内のとおり

管理野帳というような形で、混獲回避支援事業で報告を水産庁の方にしてございます。また、当初配分につきましては、基本的に全国一律の計算方式で出しているものなので、その部分につきましては、なかなか難しいところがあるかもしれません。その代わり、去年の11月にですね、県として追加配分の量が少なくなったので、配分方法を見直してほしいという要望を出させていただいたところでございます。

小川原委員

何故、これを聞くかっていうことなんですけども、私、昨日、水産庁のまぐろ漁獲のホームページを調べて見たんですけども、令和3年度と令和4年度、これは12月31日時点のやつを1月27日に公表している分ですけども、これを見ますと、3年度管理から4年度の管理で岩手県は約7トン減トンされてるわけです、トン数で。ところが東北を見ますと、北海道は約60トン増えてるんです。青森県に関しては180トン増えてるんです。宮城県についても36トン増えてるわけですけども、なんで岩手県だけここでマイナス6トンになってるのか、その辺をもう少し県としては水産庁からどういうわけなんだっていう何か質問とか何かする必要はあるんじゃないですか。

小川特命課長

お答えいたします。当初配分は同量でも、前年の繰り越しをもって追加配分される量がありますが、その量の配分の決定方法が変わったため、本県は追加配分量が減ったということでございます。この件に関しましては、昨年11月に国の方へ配分方法を見直すよう要望書を出したところでございます。

小川原委員

要望書を出しただけで、回答は来ていないわけですね。ただ、他所がこんなに増えてる中で、岩手県ばかり減らされて、その他に青森県が2トンくらい余ってるからどうかって、最近そういう打診があったっていうことも聞いてますけども、今、岩手県の定置が水揚げ終わった後に、他所の県で配分やりますよっていうのが、なかなか岩手県としては受け入れられない状況じゃないんじゃないですか。

小川特命課長

お答えいたします。国には、まぐろの漁獲枠の融通という制度がございまして、この融通の制度を使って2回ほど、20トンの譲受を受けるよう希望調査に回答してございます。しかしながら、譲受、受け取る量を希望する量よりも、譲渡、受け渡す方の量がありにも少なかつたために成立しなかったというような状況でございます。これは全国的にくろまぐろが非常に獲れていて、どこの県も漁獲枠に余裕がないというような状況の中での融通の結果でございます。

小川原委員

分かりました。そうすると、結局、まぐろが全国的に獲れてきているからということになると、一番最初の、この74.86トンと52.155トン、このトン数から国で余った分を再配当というか、分けますよっていうっても、全国に枠がなくなってくるとき、一番最初の、

このトン数だけで、今年も岩手県がこのトン数しか獲れないような格好になると、今年の実績より、また令和5年度のトン数が減るってということになりますので、その辺、県の方では十分水産庁とかあれにいろいろな資料を添付して、増トンしてもらうようにお願いしたいと思います。以上です。

大井会長

ほか、ございませんか。

今のまぐろの件は、各地区で今の意見がかなりあるんですよ。だから、やはり県の方でも、これから検討すべきだと思います。全くさけが来ないで、まぐろも放してやるというようなことだからね、皆さんはこれについては関心を持ってますからねえ。水産庁に対して、あなたたちもきちっと説明して可能になるようなことを努力してもらいたいと思います。これからこういうことが出てくれば、さけが獲れなければ。

大井会長

あと、ございませんか。

三田地委員

お願いします。

大井会長

はい、どうぞ。

三田地委員

今、小川原委員さんと大井会長様が言ったことが、そのとおりでございます。そしてですね、全ての漁業ということになっているわけですが、特にも沿岸の定置漁業はですね、待つて獲る漁業なものですから、そこら辺を良く勘案してですね、本当に今年の場合には、今まで大型まぐろは予定をオーバーしなかったんです、今回やってですね、大型まぐろを放流するなんていうのはほとんど無理だと思いますよ。そこら辺の対策をちゃんと考えて、やる場合は何かこういうようなことをやれと。もう死んでいると思います、放流した場合。ですから、そういう無駄なことはしないでですね、待つて獲る漁業を考えていただく方策をお願いしたいと思います。要望でございますので、よろしくお願いします。以上です。

大井会長

これは、これから問題があるやつだと思いますので、県の方がもっと乗り出して、これを水産庁の方に交渉すべきじゃないかと思います。よろしくお願いしますよ。

小川特命課長

ありがとうございます。

大井会長

あと、御意見ございませんか。

大井会長

それでは、他に御意見等がなければ、お諮りをいたします。第2号議案について、

異議のない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

続きまして、第3号議案でございます。これは「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて」を、これは諮問でございます、上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」。

要旨、岩手県知事から漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第1項に規定する漁業のうち、県内船に対する小型機船底びき網漁業、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項各号に規定する漁業のうち、県内船等に対するあわび漁業、なまこ漁業、かじき等流し網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、資料で「漁業」の2文字が抜けておりました、申し訳ございません、追加で記載いただければと思います。続いて、かご漁業、さけはえ縄漁業及び小型定置網漁業の許可並びに県外船に対するかじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、いか釣り漁業及びいるか突棒漁業の許可に当たり、同規則第15条第1項の規定に関わらず、漁業の許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します法令上の規定について御説明いたしますので、資料の6ページをお開き願います。今般、諮問の対象となっている漁業につきましては、太字と下線で表記しておりますが、上段の漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条で規定している小型機船底びき網漁業と、その下の岩手県漁業調整規則第4条で規定しておりますあわび漁業から、次の7ページに跨りますが、第15号の小型定置網漁業までの計12種類の漁業となっております。

その下の第15条第1項では、漁業の許可の有効期間が規定されておりますが、漁業種類によって5年、3年あるいは1年の有効期間に区分されております。

また、この有効期間について、同条第2項において、「知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。」と規定されておまして、この規定が知事からの諮問の根拠となってい

るものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたします。1ページをお開きください。令和5年1月30日付けで、岩手県知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「漁業の許可の有効期間を短縮して許可することについて（諮問）」。その後の本文の内容につきましては、先ほど、御説明いたしました諮問の根拠となる省令及び県規則において規定されている許可漁業のうち、令和5年度中に一斉更新等の許可が見込まれる漁業種類が列記され、結びに「別紙のとおり漁業許可の有効期間を短縮して許可したいので、同規則第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、諮問の内容につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

水産振興課漁業調整課長の太田と申します。よろしく願いいたします。それでは、御説明いたしますので、資料の5ページを御覧ください。以降、着座にて御説明させていただきます。

こちらの表は、今回、許可漁業の許可の有効期間を一覧にしたものでございます。右から2列目の今回諮問の欄に「○」印がついている漁業種類の有効期間を短縮しようとするものでございます。

有効期間を短縮する理由等を御説明いたしますので、資料の2ページを御覧ください。「1 一斉更新において有効期間を短縮するもの」ですが、いずれも更新日の同日付けで許可する場合の有効期間を短縮するものとなっております。

まず、(1)県内船等に係る漁業の許可につきましては、(ア)のあわび漁業となまこ漁業は、通常の有効期間1年のところ、密漁防止の観点から、実際の漁期となる数ヶ月に限って許可しようとするものでございます。(イ)のさけはえ縄漁業につきましては、通常の有効期間1年のところ、国の通達によりまして実際の漁期となる数ヶ月に限り許可しようとするものでございます。

次に、(2)県外船に係る漁業の許可につきましては、対象の漁業種類の有効期間は通常3年となっておりますが、本県船が他道県の沖合で入会操業する場合、他道県から許可される有効期間が1年以内とされていることを踏まえまして、漁業調整上、本県も同様に他県船への許可の有効期間を1年とするものでございます。

続きまして、資料3ページを御覧ください。「2 一斉更新日の翌日以降において有効期間を短縮するもの」についてでございますが、こちらは、許可の一斉更新日の後に許可する場合に有効期間を短縮するものでございます。例えば、許可の一斉更新で許可枠に残枠を生じた際に、漁業者からの要望により許可期間中に追加で許可する場合などが挙げられます。その際は、先に一斉更新した許可と後から追加する許可、双方の有効期間の満了日を同じくしようとするものになります。

まず、(1)の県内船等に係る漁業の許可につきましては、令和5年度中に有効期間が満了する予定の小型機船底びき網漁業など表中の漁業種類につきまして、一斉更新日の翌日以降に許可する場合、許可の有効期間の満了日が同じになるよう取り扱うものでございます。

次に、(2)県外船に係る漁業の許可につきましても、県内船と同様、一斉更新日の翌日以降に許可する場合、許可の有効期間の満了日が同じとなるように取り扱うものでございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願ひいたします。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思ひます。

大井会長

御意見ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第3号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

続きまして、第4号議案でございます。これは「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願ひます。第4号議案「知事許可漁業の制限措置等について(諮問)」。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則第4条第1項第8号及び第11号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります漁業法及び県漁業調整規則の規定につきましては、

資料の8ページから10ページにかけて抜粋して整理をしてございます。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しております。今回の制限措置等を定めようとする漁業は、8ページの県漁業調整規則第4条第1項第8号のさんま棒受網漁業と第11号のいか釣り漁業の2つの漁業になります。9ページと10ページには、制限措置等として定める項目、制限措置等を定めるときの海区委員会への諮問の根拠となる条項箇所を、太字、下線で表記しておりますが、これまでの委員会で御説明しております内容と同じです。で、本日の改めての説明は省略させていただきます。

それでは、1ページをお開き願います。令和5年1月30日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。その後の本文につきましては、諮問の根拠法令・関係条項が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

2ページ以降に資料を添付しておりますが、漁業ごとの制限措置の内容等の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。資料の6ページ、知事許可漁業の制限措置等の設定について、「1 趣旨」を御覧ください。令和2年12月1日に施行されました改正漁業法では、知事許可漁業の事務手続きとしまして、予め、制限措置等を公示して許可申請を募集する必要があります。今回の諮問は、対象となります知事許可漁業の制限措置等を定めることとお諮りするものでございます。

次に、「2 制限措置」を御覧ください。知事許可漁業の事務手続きは、従来は県が策定しました許可等の取扱方針を根拠としておりましたが、法改正によりまして、新たに取扱方針の一部を制限措置として定めることとなりました。6ページの下段の表、取扱方針の項目欄を御覧ください。表中網かけ部分の許可又は起業の認可をすべき船舶等や漁業者の数、漁業者の資格、漁業種類、船舶の総トン数、操業区域、漁業時期が制限措置に該当いたします。

7ページの「3 今回対象漁業」を御覧ください。今回、対象となります漁業種類は、7ページ記載の県外者のさんま棒受網漁業及びいか釣り漁業、県内者のいか釣り漁業でございます。

許可申請を募集するに当たり、特に重要な制限措置であります許可又は起業の認可をすべき船舶又は漁業者の数、いわゆる許可枠でございますが、こちらにつきまして御説明いたします。

7ページの(1)の(ア)でございますが、県外者のさんま棒受網漁業の許可枠について御説明いたします。当該漁業につきましては、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきまして経緯がございます。関係道県への要望調査の結果、北海道7隻、三重県1隻の合計8隻の要望がありまして、いずれの道県も許可枠の範囲内となりますので、要望数と同数の許可枠を公示するものでございます。

次に、(イ)県外者のいか釣り漁業でございます。当該漁業につきましても、道県ごとに相互の許可枠の調整を行ってきた経緯がございます。関係道県への要望調査の結果、北海道を除く県の要望数は許可枠の範囲内となりますので、要望数と同数の許可枠を公示するものでございます。北海道につきましては、これまでどおり許可枠を66隻に限り、公示することを考えているところでございます。

最後に、(ア)県内者のいか釣り漁業でございます。当該漁業につきましては、令和5年2月末日の満了更新に向け、令和4年12月26日から令和5年1月25日まで許可募集を行ったところでございますが、申請期間終了後に新たに許可を取得したい旨の要望があったことから、業界団体の意見を踏まえて、合計4件の許可枠を公示するものでございます。

資料2ページを御覧ください。資料2ページには、県外者のさんま棒受網漁業について制限措置等の公示案を示しております。同様に県外者のいか釣り漁業につきましては、3ページから4ページ、県内者のいか釣り漁業につきましては、5ページに公示案を掲載しております。それぞれの公示案は、(1)表中の制限措置の内容、右端に許可枠の件数を示してございます。(2)に許可申請の受付期間、(3)に備考としまして許可の条件を示しております。

説明は以上でございます。御審議、よろしく願いいたします。

大井会長

ただ今、第4号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

御意見等がなければ、お諮りをいたします。第4号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第4号議案終了

大井会長

それでは、続きまして、第5号議案でございます。「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について」、これは諮問でございます、を

上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第5号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。第5号議案「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について（諮問）」。要旨、岩手県知事から沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項で規定する水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めるに当たり、同条同項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります沿岸漁場整備開発法につきましては、綴りの一番後に抜粋して整理してございますので、36ページをお開き願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、第7条の2第1項において、「都道府県は、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めることができる。」と規定されておまして、これが今回の諮問の根拠でございます。なお、第2項以降には、この基本計画で定めるべき内容や国が定めた基本方針との調和等について規定されておりますが、この後、県水産振興課から計画（案）について御説明をいただきますので、ここでの事務局からの具体的な説明は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年1月25日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の策定について（諮問）」。本文でございますが、「このことについて、別添の計画（案）のとおり定めることに関し、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定により、貴委員会の意見を求めます。」となっております。

基本計画の案につきましては、2ページ以降に資料を添付しておりますので、内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤振興担当課長

水産振興課、私、野澤と申します。よろしくお願ひ申し上げます。それでは、以降、着座にて説明させていただきます。まず、資料の構成でございますが、2ページ目から12ページが本日諮問する第8次計画案、また、関連資料といたしまして、13ページから32ページには、前回の7次計画との新旧対照表、33ページ以降が基本計画の概要や根拠法令等をまとめた資料という構成になってございます。

初めに、33ページを御覧ください。今回諮問する計画は、先ほど御説明にもありました水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画、いわゆる栽培漁業基本計画と呼ばれているものになります。この計画は、国の沿岸漁場整備開発法に基づきまして、都道府県が策定するもので、本県の栽培漁業の振興を図る上での指針となるものでございます。国では、同法第6条に基づき、栽培漁業の推進の方向性

を示す「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」を策定しております。今般、国におきまして、新たな基本方針が昨年の7月に策定したことに合わせまして、新たに県の計画を策定するものでございます。

次の34ページを御覧ください。基本的な考え方といたしましては、前回の7次計画におきましては、東日本大震災津波からの復旧・復興を前面に打ち出し、被災を受けた種苗生産施設の復旧と種苗生産の再開に取り組み、震災前と同水準の種苗生産・放流が行えるよう進めてまいりました。

今回の第8次計画案につきましては、近年の海洋環境の変化を背景とした国の方針に沿った形で、1つ目は水産動物の種苗生産・放流等に関する指針、2つ目は水産動物の種苗生産・放流等の推進、3つ目は水産動物の種苗生産・放流等に関する技術開発について、それぞれ計画の見直しを行ってございます。これまで、沿岸市町村、漁協、県漁連、栽培漁業協会など、栽培漁業に関連する関係団体から意見聴取を行ったほか、国土交通省や海上保安部等の関係機関とも協議を行い、検討を進めてまいりました。

それでは、第8次の計画案については、13ページの新旧対照表を用いまして、重点箇所を中心に説明をさせていただきます。箱書きの左側には、前回の7次計画、中ほどの所には、今回諮問させていただく第8次計画の案、次の右側には、変更した理由を挙げてございます。また、今回、変更した箇所は、下線を引き、ゴシックで示させていただいております。

まず、冒頭の序文についてでございますが、東日本大震災津波による被災から12年が経過したこと、あと主要魚種の不漁など、本県の水産業を取り巻く情勢が変化しているといったところを踏まえた修正を行ったほか、県で打ち出しました「いわて県民計画」におきまして、生産性・市場性の高い産地づくりを推進するため、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入の3つの柱を中心に取り組むこととしており、その内容を本計画に反映してございます。

15ページの中段を御覧ください。第1の計画期間でございますが、国方針の期間に合わせて、令和4年度から8年度までの5年間としてございます。その下の第2の指針でございますが、1及び次のページの2につきましては、国の方針に沿って、漁獲管理との一体的な取組、放流効果の検証に基づいた対象魚種の重点化など、基本的事項を追加したものでございます。

次の17ページの中段でございます(3)では、アワビ等の地先種について効果的な種苗放流と回収率を向上させるための技術開発を推進していくこと、また、受益者である漁業者等が水揚げ賦課金等によって種苗の生産・放流経費を確保し、持続的な栽培漁業を推進していくことを明記してございます。

また、その下の(4)には、ヒラメ等の広域種に関しまして、放流事業はこれまでどおり維持していくこと、また、栽培漁業の基本である受益者の負担による放流経費の確保を実現するため、生産経費の削減に加え、関係県との共同種苗生産体制の構築や費用対

効果を踏まえた種苗の生産・放流に要する経費の負担のあり方を検討するなど、放流事業体制の見直しを行う旨を追加してございます。

次の18ページ中段を御覧ください。ここでは、新たに4の水産動物の種苗生産・放流等の項目を起こしてございますが、(1)から(4)は、栽培漁業協会、県、漁業者等の関係機関の役割分担についての内容でございまして、これまでの第7次計画の内容を踏襲した文言の整理であります。

次の19ページ下段の5から20ページの7までは、国の方針に合わせて、生物多様性の保全への配慮や栽培漁業への県民への理解の醸成と普及、放流効果の向上を目指した環境保全活動と種苗放流との連携について追加してございます。

次、20ページ下段の第3の栽培漁業を推進する水産動物の種類につきましては、第7次計画で掲げていたヒラメ、ホシガレイなど5種類につきましては継続して取り組むほか、今回からは、水温上昇に強いとされるアサリを新たに追加したいと考えてございます。

次、21ページを御覧ください。第4は、種苗の放流目標についての記載でございまして、まず、ヒラメでございまして、費用対効果の発現に至らない中、今後、事業の見直しの検討が必要不可欠となっておりますことから、80から110万尾と幅を持たせた目標設定とし、本計画期間中に関係者と議論し、放流尾数を検討してまいりたいと考えてございます。なお、放流サイズにつきましては、変更はございません。

次のホシガレイでございまして、現在、栽培漁業協会において、種苗の量産技術の開発をしているところでございまして、本格的な事業化には至っていないといったことから、前回と同数としました。

次に、エゾアワビでございまして、第7次計画では、津波で流されたアワビ資源の早期回復のため、積極的な種苗放流を行う必要があったことから、種苗生産施設を最大限活用し、放流数を890万個としていたものでございますが、今般、磯焼けの拡大による餌不足などを背景とした環境収容力や健苗生産の維持、更に、放流効果の向上を図る観点から、震災前と同水準の750万個に見直しをしてございます。

次に、今回の計画から新たにアサリを追加してございますが、現在、種苗生産技術の開発段階にあることから、具体的な放流目標や放流サイズは記載しないこととしてございます。

次に、ウニ類でございまして、現在、天然資源が豊富に存在していること、また、アワビと同様、環境収容力や放流効果の向上を図る観点から、240万個に見直しを行ってございます。

マナマコにつきましては、震災以降、防波堤や防潮堤の整備などにより、静穏域が拡大し、放流適地が増加していること、また、種苗の需要が拡大基調にあることから、放流目標を増加しまして80万個としてございます。

次に、その下の放流効果実証事業につきましては、放流効果を実証するとともに、

その成果を漁協等に対して普及する事業を指すものでございます。本計画案では、新たにヒラメを追加し、放流効果の実証に向けた現状把握、調査等を進めてまいりたいと考えてございます。

次の25ページ上段を御覧ください。第7の技術開発に関する事項でございます。1の種苗生産の技術水準の目標年は、計画の最終年となる令和8年度といたしまして、また、新たにアサリの生産個数、種苗の大きさ、生産回数を明記してございます。

次の下段には、解決すべき技術開発上の問題点を示してございますが、これは栽培漁業を取り巻く情勢の変化に伴いまして、解決すべき技術開発上の問題点も日々変化していることから、現況を踏まえて、それぞれ見直してございます。アサリにおきましては、種苗の量産技術の開発と改良及び生産経費の削減を挙げてございます。

次、27ページの下段を御覧ください。3の技術開発水準の到達すべき段階でございます。それぞれの種苗の技術開発の段階の基準を明記しておりまして、Aの新技術開発段階からFの事業実施期の6段階に分類してございます。

変更したところでは、アサリにつきましては、これからの取組になりますので、Aの段階とし、新技術開発の取組を進めること。また、ホシガレイにつきましては、現在、栽培漁業協会が水研・教育機構から技術移転を受けておりまして、現在、種苗の量産化に取り組んでいることから、これまでのAからBの量産技術の開発時期に格上げしてございます。

28ページの下段を御覧ください。4の海洋環境の変化に対応した技術開発の推進の項目でございますが、これは今回、国の方針を受け、新たに追加したものでございます。

加えて、次のページ、29ページ上段の(3)では、海洋環境の変化に対応した栽培漁業を実施するため、新規対象種の探索や対象種の転換、種苗の生産・放流手法の見直し等必要な技術開発に努め、対象種に関する基礎的な知見を充実することを明記しました。

その下の5 技術の維持と継承、6 遺伝子組換え生物の取り扱い及び次のページ、30ページ上段の7 外来生物の導入におきましては、国の方針に合わせて追加させていただきました。

最後に、31ページの第9 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、必要な事項につきましては、国の方針に基づき、関係機関との連携について明記したほか、7次計画を踏襲した内容となっております。

以上の内容を整理し、第8次栽培漁業基本計画の案としてまとめたものが、前段の2ページから12ページの資料となっております。この計画案につきましては、委員会から答申をいただきました後、県においての決裁日をもって策定日とし、公表することとしてございます。

委員の皆様からの御意見などを参考にさせていただき、早期に策定してまいりたいと考えておりますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

大井会長

ただ今、第5号議案について、事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

渡部委員

質問していいですか。

大井会長

はい、どうぞ。

渡部委員

質問させていただきます、渡部です。基本的なことで申し訳ないんですが、今回の資料読んでいて、受益者負担の色が強く出ていると強く思いまして、その経緯と現状と今後について、ちょっと聞きたいと思ったんですけども。以前から受益者負担だということが書かれているんですけども、それが決定されたのかなと思うんですけども、それは国からの指針の変更によって、県がそうされたのか、経緯ですね。

それから、現状どの程度受益者負担がなされていて、今後、その費用負担について適正賦課金など講じられるということなんですけど、何割ってということ、なかなか言えないでしょうけど、どの程度強化されるつもりなのか。

また、その受益者ということと、漁業者ということで特定されているんですが、ちょっと違和感は少しあるんですけども、その特定されている漁業者の皆さんが受益者負担ということについてどの程度受け入れていらっしゃるかという辺り、すみません、基本的なことなんですけど、教えていただきたいと思っております。

野澤振興担当課長

御質問ありがとうございます。受益者負担の考え方でございますが、栽培漁業の基本的な考えといたしまして、受益者、まず、漁業者がしっかり漁獲をする部分の資源を、しっかり放流事業によって種苗生産に掛かる経費を自分たちで負担して、その負担した経費を生産経費に回して放流して、資源に還元して、それを獲っていくという流れが、栽培漁業の基本的な流れとなっております。現在、漁業者につきましては、水揚げの、例えば何パーセントとかという所を決めて、それを水揚賦課金ということで、現在、そういう形で徴収しているといった流れで、業者の水揚げの中から栽培漁業に伴う生産経費を払っているという、現在、そういう流れになってございます。

一方、昨今の不漁の影響を受けてですね、なかなか賦課金だけで賄える生産経費が中々生み出せないという、今、そこが課題となっております。そういったところを現在、県、国の方から放流事業に係る経費を支援しているといったような状況でございますが、今後ですね、資源を回復するような取組、現在、海洋環境の変化や磯焼け等、拡大基調にありまして、アワビ、ウニ、こういったところの資源にも影響を与えておりますので、そいといったところを改善をして、まずは資源回復を図って漁獲が高まってい

くような流れをもって、それで漁業者の収入をまず増やして、その中からしっかりまた種苗の生産に伴う経費を負担してもらえるような流れを、やはり国と県はしっかり技術、また、放流の効果などを検証しながら、本来のスタイルに戻すというような取組が、今後必要というところで方針、計画に盛り込んでいるといったような状況でございます。

大井会長

よろしいですか。

渡部委員

ありがとうございます。

大井会長

ほか、ございませんか。

(熊谷委員、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

熊谷委員

すみません、この8次計画、令和4年度から8年度までの5ヵ年となっておりますが、もう間もなく5年度になってしまうんですけども、7次計画は27年度から33年度までということで、これが27年3月31日付けとなっている。この第8次計画、かなり遅れて示す、何か大きな解決しなきゃならない課題とかあったんでしょうか。

野澤振興担当課長

御質問ありがとうございます。おっしゃるとおりで、若干遅れているというような状況、そのとおりでございます。国がですね、方針を出したのが7月ということで、本来は前年の3月に国が方針を示すべきタイミングであったんですけども、国の方がですね、かなり策定に時間を要したということで、半年くらい後ろ倒しになってしまって、その方針を基にですね、我々が計画を作ったということになりますので、どちらかという国の方針の策定がずれ込んでしまったということが一番の要因でございます。中身自体は、方針の中を吟味に要する時間が計画を策定する時にかかったということで、県の方の計画の策定期間というのはそんなに、これまでどおりの検討時間だということで、国の方の方針がちょっと遅れたということが要因でございます。

大井会長

よろしいですか。

熊谷委員

はい。

大井会長

ほか、ございませんか。

三田地委員

お願いします。

大井会長

はい、どうぞ。

三田地委員

水産動物の種苗の生産及び放流ということで謳われているわけですが、まず、文字がここに出てきていると思うんですが、28ページから29、30ということで、海洋環境の変化に対応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進ということで、文章的にはいろいろ、技術の維持と継承ということはいいいんですが、6番の29ページからですね、遺伝子組み換え生物等の取扱いということで、これはまずやらないという、最後に小さい文字があるので、そこら辺は安心するんですが、こういうような遺伝子組み換えっていうのはですね、本当に対応していただきたい。特に、これはいろんな面で、サケ等の種苗もそうなんですが、大きくして放流するということが今、謳われているんですけども、餌の関係とか出てくるものですから、そこら辺は慎重に考えていかないと、また、この海洋環境の変化に対応するだけで、まず、いろんなものを考えると、大変なことが起きるかなと思いますので、これは本当に慎重に慎重を期して、やっていただきたい。あとは、餌を急激に増やしてもですね、サケの放流の場合は、3月から自然の放流の場合に行くわけなんですけど、4月ということになれば、海洋環境の変化、今はサケの種苗を捕食するサバとかですね、そういうのが来てるものですから、やはりそれに合わせないで、もっとこうスピード的にですね、昔のように天然であれば、我々の方の小本川であれば9月から遡上して大体12月には稚魚になって、そしてシラス、天然の小女子なんですけど、あれを食べてスタートして、アリューシャンの方に向けて旅立っていくわけなんですけども、最近はそのサイクルが狂ってきたものですから、それを時期的に放流、自然に近い環境で放流して、あまりにもですね、大きくする大きくするというところだけに力を入れなくて、何とかそこら辺を進めて、今のこの資料だといろんなものの組替え等のあれは慎重に対応するという文章があるものですから、そこら辺の字が出てくるっていうことはですね、今後、心配される面もあるものですから、ここで話をさせていただきますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

野澤振興担当課長

御意見ありがとうございます。栽培漁業におきましてはですね、遺伝的多様性の観点から育種的な取組は保守的に考えておりまして、計画の方にもそう掲げてございます。国の方針におきましてもですね、放流された種苗と在来魚種の間における捕食、被食関係や競争関係を通じた周辺への生態系への影響等配慮いたしまして、生物多様性の保全との両立に努めなければならないとしておりますので、県の計画もこの方針に準じた内容になってございますので、この件は計画のとおりでございます。あと、放流の方法とか、技術的改良につきましては、こういう海洋環境の変化を踏まえた対応、技術の革新が必要かと思っておりますので、引き続き、ここは調査研究を進めてまいりたいと思っております。御意見ありがとうございました。

三田地委員

はい、よろしくお願いします。

(藏委員、挙手)

藏委員

アワビについて、ちょっと、お伺いします。今、岩手県全体でかなりアワビが少なくなっていると思うんです。私は、種市で、潜って、アワビを獲っているものですが、最近、ここ2年、潜るのをやめているんですけども、今年も獲る人が少なくなってきたりもんだから、共同作業で獲ったんです、そして、予定数量に全然おっつかないから、共同作業でコンプレッサー使って獲ったんですがね、それでも予定数量にいかなかったんです。潜っている人から聞いてみると、やはり、年々、放流は少しずつはしているけれども、おっついでないのが現状なんですよ。ですから、単に大きくして放流すればいいというのではなく、アワビそのものが、特に種市地区は潜ってんだけれども、かなり、大きくなる前に死んでんじゃないかということですね、話題になってるんですけども、こういうのを県の方でも出向いて、指導しながら研究して、もう少しアワビを復活させるような方法をとってもらいたいと思います。

野澤振興担当課長

御意見ありがとうございます。委員、おっしゃるようにアワビの資源もやはり減少している、その一つの背景には海洋環境の変化ということもございます。特にアワビにおきましては、磯焼けがやはり進む中で海藻の餌が少ないということで、痩せ貝とかいう部分での現状もあると伺っております。県では、こういう藻場の再生につきましても、岩手県藻場保全・創造方針というのを掲げてございますので、これによってウニの間引きとかですね、コンブの養殖技術、これを活用した海中林の設置など、そういったソフト対策、あとブロックなど投入による藻場造成のハード対策、こういったソフト・ハードの一体的な取組を進めてございますので、こういったような藻場の再生の取組という部分も並行いたしまして、放流などの栽培漁業との合わせ技で進めていくといったような取組を、今、進めたいと考えてございます。あと、委員おっしゃったようなところも調査研究、技術の改良等、進めてまいりたいと考えております。御意見ありがとうございました。

大井会長

ほか、ございますか。よろしいですか。

(「はい」の声)

大井会長

それでは、お諮りします。第5号議案について、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成ですので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第5号議案終了

大井会長

続きまして、第6号議案でございます。これは「令和5年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会の指示について」を、上程します。事務局から説明をお願いいたします。

日向技術主幹兼事務局次長

それでは、第6号議案につきまして、着座にて御説明をいたします。第6号議案「令和5年度底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示について」。要旨、県北海域における底はえ縄漁業の操業秩序の維持のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業の操業制限に関する委員会指示を発動しようとするものでございます。

最初にですね、7ページを御覧願います。7ページには、上段に委員会指示発動の経緯を記載しておりますが、本委員会指示は、本県と青森県の県境海域の漁場利用調整において、岩手県沿岸漁船漁業組合及び岩手県漁業協同組合連合会から、県北海域における本県船による底はえ縄漁業の安定した操業を確保するための要望を受けまして、平成20年11月から、底はえ縄漁業を届出制とする委員会指示を発動しているものでございます。

次に8ページを御覧願います。8ページから10ページには、沿岸組合と県漁連から令和5年度の底はえ縄漁業の操業に関する要望書の写しを添付してございます。何れも、操業秩序の維持及び安全操業の確保のため、引き続き委員会指示を発動するよう、要望を受けているものでございます。

続きまして、11ページを御覧願います。11ページから12ページにかけては、底はえ縄漁業の現況として、令和3年度の操業状況等と今年度の届出状況をお示ししております。また、13ページから14ページにかけては、県内魚市場におけますマダラとスケトウダラの水揚げ状況についてお示ししておりますので、この部分につきましては、後ほど御覧願いたいと思っております。

続きまして、4ページを御覧願います。この4ページから6ページにかけては、令和5年度の委員会指示案を整理した新旧対照表でございます。左側に「旧」として令和4年度の委員会指示を、右側に「新」としまして令和5年度の委員会指示の内容につきまして、変更箇所をゴシック体で表記し、その下にアンダーラインを引いております。変更箇所につきましては、委員会指示番号と指示発動の年月日、そのほか、年次年度にかかる箇所が変更となっております。

また、事務手続きの簡素化を図るためにですね、提出書類等の見直しを行っております。具体的には、最初に4ページのですね、左側の令和4年度の欄の「2 操業の届出」

の(2)、下線を引いておりますけれども、「この場合において、当該漁業協同組合は、底はえ縄漁業操業届出総括表(様式第2号)を添付するものとする。」の部分削除。次に、5ページの左の欄の様式第1号の備考に記載のあります、備考2の「令和3年度に届出済証の交付を受けた場合は、当該届出済証を添付してください。」の部分削除しまして、備考3の文中に記載のあります「(船舶所有者の印鑑証明書の添付したものに限る。)」の部分削除するものです。

更に、5ページの様式第2号のところは、「底はえ縄漁業の操業届出の総括表」でございましたので、該当条文の削除に伴いまして、様式も全て削除しております。

最後に、様式第3号の底はえ縄漁業の漁獲成績報告書におけます漁業者に係る「押印」の部分削除するものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。1ページから3ページにかけては、令和5年度の委員会指示案でございます。冒頭のみ読み上げて、指示の内容につきましては、従前との変更箇所は先ほどの新旧対照表のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

岩手海区漁業調整委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、底はえ縄漁業について、次のとおり制限する。日付につきましては、本日、御承認いただければ、令和5年2月21日火曜日の予定としてございます。会長名でお出しします。

なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。以上です。

大井会長

ただ今、第6号議案について、事務局から説明が終わりましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見、ございませんか。

(「ありません」、「なし」の声)

大井会長

それでは、御意見等なければ、お諮りをいたします。第6号議案について、原案のとおり指示することで、字句等の修正につきましては、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第6号議案終了

大井会長

本日の議案につきましては、以上でございます。

次に、「報告事項」に入ります。報告事項でございますが、これは「海面漁業権の行使規則認可基準等の一部改正について」でございます。県から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

それでは、海面漁業権行使規則認可基準等の一部改正につきまして、御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

黄色の表紙の資料を御用意をお願いします。漁業法の規定によりまして、団体漁業権を免許されたました漁業権者は、漁業権行使規則を制定し、県の認可を受ける必要があります。県が認可の審査をするに当たりましては、これまでも県が定めた海面漁業権行使規則認可基準に基づいて判断しておりましたが、先般の漁業法改正と国からの技術的助言を踏まえ、当認可基準と行使規則例の一部改正を行ったところでございます。

法改正の趣旨としまして、漁業権事務の透明性の向上が強調されていることから、これに対応するべく、海面漁業権行使規則認可基準、第一種共同漁業権行使規則例、第二種共同漁業権行使規則例、第一種区画漁業権行使規則例の4つについて、一部改正を行いました。資料には、それぞれの新旧対照表と改正後の全文を添付しております。改正後の認可基準と行使規則例につきましては、本日の委員会で御報告させていただき、おって県のウェブサイトで公表することとしております。

それでは、初めに海面漁業権行使規則認可基準より、大きな改正箇所につきまして御説明させていただきますので、資料1ページ、右に示します改正後の規定、第3を御覧ください。組合員行使権を有する者の資格として、国からの技術的助言では、「法の下での平等」及び必要に応じて「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」への対応を求められていることから、組合員を差別することは許されないことと、必要な場合には、暴力団員等が行使権を有しない旨の規定を設けるよう明記しました。

続きまして、資料2ページ、改正後の規定、第11を御覧ください。改正漁業法におきましては、行使料の額を行使規則に明記すべきとされたことを受け、行使料の算定に当たって留意すべき事項や算定根拠等を明確にした上で総会に諮り、透明性の確保に努めることなど、行使料の考え方について、新しく詳しく記載しました。

その他、国からの技術的助言を踏まえた用語の修正等を行っておりますが、大きな変更点は以上になります。

8ページ以降につきましては、各行使規則例を掲載しておりますが、先ほど御説明させていただきました変更点などを反映させる形での一部改正となっております。資料の枚数が多いので、時間の都合から各行使規則例の御説明は控えさせていただきますので、後ほどお目直しをお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

大井会長

ただ今、県から説明がございましたが、これにつきまして、委員の皆様方から、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思いを。

大井会長

御質問、ございませんか。

(湊委員、「はい」の発声)

湊委員

今度変わって、この行使料の根拠を示せていうことなんですけども、なかなかこれ、難しい部分がある訳なんですよね、なんか、県の方でひな形みたいなものはできないものなんです。多分、行使料やなんかにしたって、各単協によってもかなりの差があると思うんですけど、それにいちいち理由付けするっていうのが難しい部分があるんじゃないかなと思うわけなんです、ただ、単協は経営が苦しいから行使料の値上げっていうのは理由になんねえすか。

太田漁業調整課長

算定の根拠でございますが、やはりそれぞれの漁業権によりましていろいろと異なるところがございますので、県としては一つ見本という形で示すものはございませんが、現行の行使権行使料を求めている際に、例えば養殖施設の大きさですとか、規模を基にした算定等で計算していただくということもあり得ます。また、その内容につきましては、各振興局等でも御相談に乗らせていただきますので、その部分につきましては各自で、各地元で御協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

湊委員

なかなか難しいところがあると思いますけど、参事やなんかには連絡しておきます。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

ほか、ございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

御質問等なければ、次に、「その他」に移ります。

報告事項終了

大井会長

委員の皆様方から、委員会で共有したい情報などはございませんでしょうか。

(「ありません」の声)

大井会長

県の方から、情報提供等はございませんでしょうか。

太田漁業調整課長

ございません。

大井会長

それでは、事務局からございますか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

まず、次回の委員会でございますが、来月、3月10日金曜日、本日と同じ、この会場での開催を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、本日、この後の内水面委員会との合同協議会でございますが、会場設営等に若干、時間をいただきまして、10分後、2時50分から開催することといたします。委員の皆様には、会場の準備が整うまで、一旦会場外のロビー等で待機していただき、時間になりましたら、本日、既に皆様のお手元にお配りしてございます合同協議会次第の裏に配席図をお示ししてございますので、それぞれ指定の御席に御着席くださいますようお願いをいたします。

事務局からは、以上でございます。

大井会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしました。これで委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様でございました。

終了（午後2時40分）
